



福祉保健課からのお知らせ

国民健康保険証の更新について — 9月末までに新しい国保の保険証を郵送します —

現在、国保に加入されている皆さんが使用している国民健康保険被保険者証（以下、保険証）の有効期限は、9月30日までとなっています。10月1日からは、新しく更新された保険証をお使いください。

保険証は、皆さんが国保に加入している証明書であり、お医者さんにかかるときは、必ず毎回提示してください。なお、70歳以上75歳未満の方がお医者さんにかかるときは、「高齢受給者証」も忘れずに提示してください。（「高齢受給者証」は、既に7月末に送付済で8月1日から新しく更新されています。）

◆新しい保険証は9月末までに世帯主宛てに郵送します

新しい保険証は、9月末までに世帯主宛てに郵送いたします。新しい保険証が届きましたら、保険証の記載内容を確認してください。

交付された保険証の記載内容に間違いがあった場合には、役場福祉保健課までご連絡をお願いします。

なお、古い保険証は、10月になってからハサミ等で切り、破棄してください。

◎国保への加入・脱退の手続きを忘れずに!

国保に加入したり、やめたりするときは、届け出が必要です。

国保に加入するとき	国保をやめるとき
他の健康保険に加入していない場合 ①職場の健康保険などをやめたとき ②他の市町村から転入したとき ③子どもが生まれたとき など	他の健康保険に加入したとき ①職場の健康保険に加入したとき ②他の市町村へ転出するとき ③死亡したとき ④後期高齢者医療制度に加入（障害認定による）したとき など
※加入の届け出が遅れると・・・ ⇒保険税は届け出をした日からではなく、資格を得た月までさかのぼって支払うこととなります。	※やめる届け出が遅れると・・・ ⇒資格の喪失した保険証で診療を受けると、国保が負担した医療費はあとで返してもらうこととなります。 ⇒ほかの健康保険に加入すると、保険税（料）を二重払いするおそれがあります。
◎失業等による国保への加入の際は、保険税の減免や軽減が受けられる場合があります。納税に関するご相談は、随時役場税務会計課にて受け付けております。	

町民税非課税世帯・子育て世帯の方へ プレミアム付商品券発行!

令和元年（2019年）10月に予定される消費税引き上げにともない、子育て世帯等への消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起し、下支えすることを目的に、10月から八峰町内で使用できる「八峰町プレミアム付25商品券」を販売します。

商工会が毎年発行している「八峰町プレミアム付20商品券」とは別発行となりますので、お間違えないようにご注意ください。

販売対象となる方は下記のとおりです。

◇町民税が非課税の方（申請が必要です。）

平成31年（2019年）1月1日において八峰町に住民票がある方で、令和元年度（2019年度）の町民税（均等割）が課税されていない方。

※課税されている方の扶養親族や生活保護制度の被保護者などは除く。

※住民税未申告の方は、申告が必要です。

◎販売上限額

ひとりにつき25,000円分の商品券を20,000円で対象者に販売します。

（プレミアム率25%、5,000円お得です。）

販売は利用可能額5,000円（販売額4,000円）を1冊（500円券10枚綴り）として、ひとりにつき最高5冊まで購入することができます。

※対象となる見込みの方には9月上旬に町から案内（申請書類等）を郵送しております。

◇子育て世帯（申請は不要）

平成28年（2016年）4月2日から令和元年（2019年）9月30日の間に生まれた児童が属する世帯の世帯主。

◎販売上限額

対象となる児童ひとりにつき25,000円分の商品券を20,000円で対象世帯主に販売します。（プレミアム率25%、5,000円お得です。）

販売は利用可能額5,000円（販売額4,000円）を1冊として、対象となる児童ひとりにつき5冊まで購入することができます。

※販売対象となる方には9月以降に商品券の購入引換券を郵送する予定です。

特殊詐欺等にご注意ください!

- 「プレミアム付商品券」を販売するために、市区町村や内閣府などが手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 市区町村や内閣府などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。

■問合せ先 福祉保健課 ☎76-4608

■問合せ・手続き先 福祉保健課 保険年金係 ☎76-4608